

タイ国別評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：松岡俊二（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）
アドバイザー：高橋与志（広島大学大学院国際協力研究科准教授）
コンサルタント：株式会社 三菱総合研究所



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/thailand/kn11_01_index.html

評価の背景と目的

目的

日本の対タイ援助の意義を踏まえ、タイの政治・経済・社会状況および開発政策を分析した上で、日本の対タイ援助政策を全般的に評価し、今後の対タイ援助政策のための教訓や提言を得て、今後の政策立案・実施に役立てる。

対象・時期

主な評価対象政策は平成18年5月に策定され、現在の対タイ援助政策の主軸となっている対タイ経済協力計画とした。また、評価対象期間は同計画が策定された平成18年度以降とした。

方法

対タイ経済協力計画を対象に、主として政策の妥当性、結果の有効性、及びプロセスの適切性の観点から総合的に評価した。また、外務省「ODA評価ガイドライン第6版」に準拠し、OECD-DACの評価5項目を参考としながら実施した。

評価結果

評価結果の主要ポイント

全般的な評価結果としては、否定的評価はなかった。一方、本件評価を通じて、タイが中進国となった現在においては、タイが自国の問題を自立的に解決できる余地が高まっていることも認識できた。また、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの視点からも、いくつかの改善すべき点があったものの、総じて良好な評価結果となった。

政策の妥当性

対タイ経済協力計画は、同計画策定当時のタイ政府の主要な開発計画である第10次国家経済社会開発計画の最大の目標である、「環境に配慮した幸福な社会」と考え方が整合的であるなど、タイの開発政策や他ドナーの援助計画、日本のODA・外交政策と整合的であると評価できる。具体的に、

タイ政府からも日本の援助はタイ側のニーズに合っていたと評価されていた。

結果の有効性

対タイ援助政策の重点分野とされている持続的成長のための競争力強化、社会の成熟化に伴う問題への対応、第三国に対する共同支援、の視点から、日本の対タイ援助の結果の有効性を評価したところ、タイのドナーとしての能力が高まっている点など、各重点分野においてその結果の有効性が認められた。また、人材育成等の対タイODAが、タイの中長期的な自動車産業の定着やタイ全体の自立的かつ持続的発展に一定程度寄与していることを確認した。

プロセスの適切性

対タイ経済協力計画の策定プロセス・実施プロセスともおおむね適切であったと評価できる。ただし、今後は策定の更なる迅速化や日本の関係機関間及び日・タイの関係機関間の関係の一層強化が必要である点についても確認された。



第三国研修の様子

提言

基本方針：「二国間からリージョン（地域）への重点化」

日・タイ二国間の親密な関係により構築された人的ネットワークなどを十二分に活用しつつ、今後も引き続き日本がタイを含めた地域において高い存在感を維持するためには、対タイ ODA の重点を「リージョン（メコン地域、ASEAN 地域、東アジア地域など）」に置き、援助を継続することが重要である。基本方針の考え方にしたがって、対タイ ODA を継続する際の考え方として以下3つの提言を提示する*。

※本提言は、対タイ ODA のタイ自身への有益性や日本の国益の観点からは二国間の対タイ ODA の重要性を否定するものではない。

1 対タイ ODA の分野の絞込み

対タイ ODA については、「リージョン」への利益を最優先するという考え方にに基づき、タイの「リージョン」としての優位性がある程度明らかとなっている「リージョン」のネットワークの構築に資する分野、例えば、物流の改善や自動車交通からの転移による環境負荷低減効果も期待される鉄道、「リージョン」のサステナビリティ（持続可能性）の向上に資する分野、例えば、大気汚染、国際河川流域の水質汚染や気候変動に資する分野の援助、「リージョン」のアイデンティティ（独自性）の強化に資する分野、例えば、治水分野の日・タイの学術的な交流を軸とすべきである。

2 「リージョン」への援助実施に向けた日本側機関の体制の改善

「リージョン」の枠組みを重視するために、在外公館や JICA を始めとする日本側機関の「リージョン」レベルの交流を活性化させることが重要である。例えば、タイとその周辺諸国（ラオス、カンボジアなど）の日本の在外公館が、その国々に対する援助政策に関する意見を交換し、調整していくような機会を設けることなどが考えられる。

3 基本方針を踏まえた対タイ援助スキーム・規模に係る留意事項

今後の対タイ ODA については、「リージョン」を重視し、援助スキーム・規模にかかわらず実施されるべきである。



日本の円借款により整備が進められているバンコク都市鉄道の「パープルライン」の建設現場視察

外務省の対応策の例

- 新たな国別援助方針（2012 年度策定予定）では、タイとのパートナーシップによる地域への協力の重要性とともに、今後、周辺国が直面することも想定される成熟した社会への対応に関する課題（環境・気候変動対策、高齢化対策等）に対する日本の知見・経験を活かした支援等のニーズも総合的に踏まえ、タイ及び地域に最大限裨益するよう、政府開発援助のあり方の検討を行う。
- タイ周辺諸国の在外公館や JICA 事務所など日本側関係機関の交流を活性化させることは重要であり、地域支援の体制を活用しつつ、引き続き、外務本省、在外公館、JICA 本部・在外事務所と連携・調整しつつ取り組んでいく。

ペルー国別評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：松本哲男（名古屋大学名誉教授）
アドバイザー：村上勇介（京都大学地域研究統合情報センター准教授）
コンサルタント：株式会社 国際開発センター



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/peru/kn11_01_index.html

評価の背景と目的

ペルーは豊富な水産・鉱物資源等を有し、安定した自由主義的経済政策を堅持する南米大陸の中規模国家である。近年はヨーロッパやアジア太平洋諸国との関係強化にも努め、日本とは2011年に経済連携協定を締結している。

目的

- (1) 日本の対ペルー援助政策を全般的に評価し、今後の援助政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓や提言を得る。
- (2) 評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすとともに、ペルー及び関係国政府・機関関係者や他ドナーにフィードバックすることで、ODAの広報に役立てる。
- (3) 中南米地域に対する援助の在り方や、ペルーのような一般プロジェクト無償卒業国支援の在り方、日本が主要ドナーではない国における援助の在り方に係る教訓を導き出すことで、類似の国・地域への援助政策に活かす。
- (4) 評価を通じたODAの改善や「見える化」の促進に寄与する。

対象・時期

日本の対ペルー援助政策全般を対象とし、過去10年間（2000～2010年度）を評価分析の対象期間の中心とした。

方法

外務省「ODA評価ガイドライン（第6版）」を踏まえ、外交の手段としての援助、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の4つの視点から評価した。また、試行的に開発援助の評価結果についてレーティングを行った。

評価結果

評価結果の主要ポイント

日本の対ペルーODAは、外交上の評価の観点からは、両国の外交関係に大きく資するものであった。また、開発援助

の観点からは、政策の妥当性は高い、プロセスの適切性はある程度効率的に実施された、結果の有効性はある程度貢献したものとなった。

「外交の手段としての援助」に関する評価

日本の外交目標である日本国民の安全と繁栄の確保の観点、要人往来の実績などから、日本とペルーとの外交関係は重要であることが確認された。外交的な波及効果の観点からは、経済連携協定や日本方式地上デジタルテレビ放送の採用などの経済関係の深化、両国の友好関係、国際社会における日本への支援、地域の安定・持続的発展の観点からプラスの効果を確認された。一方、日本企業の対ペルー投資に大きな変化は見られなかったことから、援助が日本の民間企業に与えた経済効果は限定的であったと判断される。

政策の妥当性

日本の対ペルー援助政策の重点分野である、貧困削減・格差是正、持続的発展のための経済社会基盤整備、地球的規模問題への対処は、ペルー政府の政策や開発ニーズ、ODA大綱・中期政策などの日本の上位政策、ミレニアム開発目標などの国際的な優先課題と整合しており、妥当性が高い。他ドナーとの相互補完性については、ペルーは経済規模に比較して外国からの援助額が少ないため、ドナー間の援助協調の重要性は低く、日本を始め各ドナーの援助はペルー政府の重点目標や開発ニーズに対応して適切に実施されていた。

結果の有効性

貧困削減・格差是正の分野では、日本は相対的に貧困層の多い地域を対象として貧困層の生活改善のために支援を行ってきた。また、浄水場建設・上下水道インフラ整備などの支援も重点的に行っており、ペルー国民の貧困指標の改善に間接的に一定の貢献を果たしてきたと評価される。持続的発展のための経済社会基盤整備の分野でのこれまでの日本の支援は、総じてペルー側の政策の重点に応じたものであり、個別の支援についてはインタビューを行ったペルー政府関係者からも高く評価されている一方、対象期間の日本の援助が全体

としていかなる効果を生み出したのかという観点からは、限定的であったと判断される。地球的規模問題への対処の分野については、2000年度以降の支援は案件の投入規模が小さく、実施後間もない案件がほとんどであることから、定量的な効果を測れる状況にない。定性的な効果の観点からは、日本は、ペルーの環境に係る政策づくり、防災・災害復興支援に関する科学技術面において一定の貢献をしてきたといえる。また、固形廃棄物や森林保全分野における日本の技術・ノウハウの移転への期待が高い。

プロセスの適切性

対ペルー国別援助計画の策定、ペルー政府のニーズの把握のためのコミュニケーション、日本側の援助実施体制は、おおむね適切に行われてきたと判断される。案件の形成・採択は対ペルー援助政策に沿って適切なプロセスを経て実施されていた。一方、選択と集中についてはいまだ試行段階であり、具体的な実施に至っていない。民間部門との連携や広報に関しては改善の余地がみられる。スキーム連携については、多様なスキームを有することが日本の援助の特徴・強みであることがペルー政府からも認識されている。



評価チームによるペルー国際協力庁へのインタビュー

提言

1 両国の外交関係を高めるための提言

（1）外交ツールとしての国別援助方針の活用

国別援助方針の見直しはペルーの事情に応じ改定時期を決められるようにすべきである。

（2）日系ペルー人及び民間と ODA との連携強化

日本とペルーの外交関係を考える上で日系人との交流の継続・拡大は今後も重要であり、対ペルー ODA において日系人との連携のあり方が検討されるべきである。

2 政策の策定に関する提言

（1）戦略性の確保

選択と集中の観点から援助戦略の見直し及び整理が必要である。その方向性として、環境保全及び防災・災害復興支援の更なる強化を始め、各重点分野を日本の比較優位性、援助の重要性から再度見直すことを提案する。

（2）技術協力の拡充と多様化

ペルーの治安状況が以前に比べて回復した地域が多いことを踏まえ、「人」の派遣方針の見直しを行い、ペルーの現状とニーズに合わせて改訂すべきである。

（3）援助成果の維持と拡大

日本が長年にわたり支援し、成果をあげている機関や分野については、支援規模及び内容を精査しつつ協力関係を維持・拡大すべきである。

3 援助実施プロセスに関する提言

（1）実施機関の適切な選定

援助効果の最大化を考慮し、政策を長期的に主導できる政府機関を慎重に選ぶことが肝要である。

（2）広報のさらなる強化

複数の支援にストーリー性をもたせつつ一体的に広報することや、広報資料を外部委託を含め作成することなどにより、広報の効果を更に高めていく必要がある。

（3）2 億円以下の小規模技術協力案件に関する情報の整理

関係機関内外から小規模案件についての情報提供を求められた際に、より効果的・効率的な活用が可能となるよう、統一的な形で情報の整理を行っておくことが望ましい。

外務省の対応策の例

- 2012 年度に作成予定のペルーの新しい国別援助方針には、2011 年 7 月に発足したウマラ政権が掲げる開発の重点分野（社会的包摂等）を踏まえる。また、現在の重点分野（貧困削減・格差是正、持続的発展のための経済社会基盤整備、地球的規模問題への対処）を見直す際には、日本が比較優位を持つ分野を位置づけられるか検討する。
- テロや治安の現状を踏まえつつ「人」の派遣方針の適切な見直しを行う。

中央アジア 3 か国に対する 市場経済化支援の評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：高千穂安長（玉川大学教授）
アドバイザー：岩崎一郎（一橋大学経済研究所教授）
コンサルタント：株式会社 アンジェロセック
評価対象国：カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/c_asia/kn11_01_index.html

評価の背景と目的

目的

- (1) 日本政府による中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援の実施状況を中心に、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の観点から検証を行う。
- (2) 今後の中央アジア 3 か国および市場経済化支援分野における援助政策の立案や実施のための教訓・提言を導き出し、これら 3 か国の国別援助方針の策定に資する。
- (3) 結果の公表により、国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーへの評価結果のフィードバックを通じて、ODA の広報に役立てる。また、ODA の改善や見える化に寄与する。

対象・時期

2006 年から 2010 年に実施された日本の中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援を評価対象とした。特に当該 3 か国で実施されている日本人材開発センタープロジェクトは、2010 年に開始後 10 年（キルギスは 8 年）を迎えたことからこれを節目と捉え、中心プロジェクトとして 2001 ～ 2010 年までの期間について検証・分析を行った（キルギスは 2003 ～ 2010 年）。



ウズベキスタン日本人材開発センター／ビジネスコースの授業風景

方法

外務省「ODA 評価ガイドライン（第 6 版）」に基づき、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の 3 つの観点から総合的に評価を行った。

評価結果

評価結果の主要ポイント

独立当初、中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援は、時宜を得た適切な政策であったが、20 年が経過した現在、3 か国の経済状況も変化しており、各国の現状を踏まえた ODA 政策に転換すべき時期に来ている。本政策は明確な政策目標が設定されてこなかったため、厳密な判断はできないものの、これまで実施された人材育成等の各事業は着実な成果を生んでおり、限られた日本側人員を活用の上、中央アジアの特殊事情に配慮して、きめ細やかな連携、緊密なコミュニケーションがとられていた。

政策の妥当性

旧ソ連崩壊当初、今回の調査対象国は、一様に市場経済化を目指す必要があったため、市場経済化支援は、時宜を得た適切な政策であった。また、同政策と相手国の開発ニーズ、日本の上位政策、国際的な優先課題との整合性が見られるとともに、日本の比較優位性が発揮され、他ドナー支援との補完性が図られている。一方で、市場経済化とは何か、市場経済化支援の政策目標について、日本の支援する側（外務省、国際協力機構（JICA）等）で十分な議論が行われてこなかった。さらに独立後 20 年が経過した現在、各国の資源賦存量や、漸進主義、急進主義という市場経済化路線の違いなどから、現時点における各国間の経済格差および市場経済化の進展度の差は顕著であり、3 か国を一体として捉えた市場経済化支援はもはや適切な ODA 政策とはいえない。

結果の有効性

市場経済化支援政策の目標は不明確で、数値目標、重点分野の指標は設定されていない。また、本政策が目指す、二国間経済関係の深化、地域の経済的成長への波及効果、中央アジア全体への波及効果、外交的な波及効果においても同様であり、実施された支援が政策目標を達成したかは厳密に判断できない。しかし、技術協力、研修員受入、人材育成支援無償などで、各国企業人材の育成を通じた民間セクター振興が行われ、各事業は成果を生んでおり、日本人材開発センターによる日本語普及・相互理解促進事業は、親日感情を醸成するなど、外交的な波及効果も生んでいる。一方で、二国間経済関係の深化、地域の経済成長への波及効果は、中央アジア諸国間は政治的に機微な事情から経済交流が促進しないこともあり、進展しづらい状況がある。

プロセスの適切性

中央アジアは政治的な不安定要素を抱えているが、限られた日本側人員を活用して、現地の特殊事情による影響が最小限となるよう、きめ細やかな連携、緊密なコミュニケーションをとり、案件策定、実施、モニタリング・評価が有効に実施されている。また、現地政府とは公式・非公式の会合を重ね、先方の要望・ニーズを反映するための努力が払われていることが伺える。

提言

1 政策目標の明確化と共有

市場経済化支援は、1991年の独立直後に経済不振に陥った3か国に対し、社会主義からの脱却を目指した支援として行われてきた。当初、市場経済化とは何か、また市場経済化支援の政策目標について、日本側で十分な議論が行われなかったことは、当時の状況を踏まえれば理解できなくはない。しかし、独立後20年が経過した今でも、関係者の間でこれらの点についてコンセンサスが十分に図られていないことが、今回の評価調査で明らかになった。今後、支援を継続するならば、政策目標の明確化と共有が不可欠である。

2 中央アジア地域を一体と捉えた市場経済化支援から、3か国それぞれの経済発展状況を踏まえた支援への転換

独立後、各国において採用された市場経済化路線、天然資源分野に対する外資の導入方法等の違いから、独立後20年を経た現在、3か国において経済の発展度、自由化と開放度合いには顕著な開きが生じている。このため、中央アジア地

域を一体と捉えた市場経済化支援から、3か国それぞれの経済発展状況を踏まえた支援に転換する時期に来ている。

3 技術協力スキームの枠を超えたオールジャパンによる日本のプレゼンスの追求

日本が行ってきた対中央アジア市場経済化支援の一環として、技術協力プロジェクトとして実施されている日本人材開発センターは、ODA政策としてのみならず、親日家醸成という面でも非常に大きな成功を収めており、各国における知名度やプレゼンスという面で特筆すべきプロジェクトである。こうした高い成果を上げながらも、技術協力スキームの枠組みで実施されている以上、同プロジェクトはいずれ終了し、相手国に移譲される。同プロジェクトが示している日本の高いプレゼンスを維持・発展させるには、技術協力スキームの枠を超えて、オールジャパン体制で取り組む必要がある。

4 外務省としてのODA広報の戦略化と高度化

ODA予算が削減傾向にある中、現地の報道関係者との人脈作りを通じ、時宜にかなった情報提供を行うなど戦略的な広報を実施しなければならない。また、各国別の状況に応じた広報方針など、明確なODA広報政策を立案し、それに基づいた数年間の行動計画を検討するなど、広報活動の戦略化を目指す必要がある。さらに、複数のマスメディアを利用し複合的な効果をもたらすような配慮を行うなど、広報を高度化していく必要がある。

外務省の対応策の例

- ウズベキスタン、カザフスタンでは、中央アジア各国の間で市場経済化の進展具合、経済発展状況に大きな違いが生まれている状況を踏まえて支援方針を検討し、重点分野を絞り込んだ国別援助方針を策定した。同方針を2012年度に作成予定のキルギスについても、同国の支援ニーズを的確に反映するよう努める。
- 技術協力スキームの枠を超えてオールジャパン体制で日本人材開発センターの活動を支えていくため、外務省、JICA、国際交流基金、JETRO等の連携促進を図る。

貿易のための援助の評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：山形 辰史（アジア経済研究所 開発研究センター次長／開発スクール教授）
アドバイザー：大野 敦（立命館大学経済学部国際経済学科准教授）
コンサルタント：みずほ情報総研株式会社
ケース・スタディ国：ベトナム、ラオス



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/aft/jk11_01_index.html

評価方針

目的

日本の「貿易のための援助」を全般的に評価することで、今後の効果的・効率的な援助の実施に資するための教訓や提言を得る。

対象・時期

日本が貿易分野における開発政策として定めた「開発イニシアティブ」（2005年12月）及び「開発イニシアティブ2009」（2009年7月）を評価対象とした。また、これら2つのイニシアティブが対象とする日本の援助についても評価を行った。対象時期は基本的に2005～2010年とした。

方法

政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの視点から評価を行った。評価にあたっては、文献調査、国内でのインタビュー調査に加え、ベトナムとラオスにおける現地調査でインタビュー調査及び資料収集を行った。

評価結果

評価結果の主要ポイント

日本の「貿易のための援助」の妥当性、有効性は高いと評価された。「貿易のための援助」に関する国内外でのより有効なアピールという点では、課題が残った。

政策の妥当性

「開発イニシアティブ」および「開発イニシアティブ2009」の内容は、国際社会が貿易について掲げる広範な援助理念・方針と整合的である。また、日本のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施されることを重視する日本のODA大綱・ODA中期政策とも整合的である。



タイ・ラオス間第2メコン国際橋

結果の有効性

日本が「貿易のための援助」を供与した主要な国々では、経済成長や輸出成長といった経済パフォーマンスの向上が見られることから、日本の「貿易のための援助」が成果の少なくとも一助をなしたという意味で、結果の有効性についても、前向きな結論が得られた。ケーススタディのために訪問したベトナム、ラオスにおいても、「貿易のための援助」対象の案件が有効に実施されていた。

プロセスの適切性

2つのイニシアティブは、WTOの「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合等では繰り返し発表され周知が図られている一方、被援助国では、被援助国政府や日本の援助機関による援助実施プロセスにおいて、直接参照されることが少なかった。日本国内においても、両イニシアティブの認知度は低い。2つのイニシアティブが、日本国内および現地で、より一層周知されることで、日本の「貿易のための援助」が更に効果的になることが期待される。

提言

1 アジア低所得国の発展を踏まえた「貿易のための援助」成果の主張

過去の東アジア中進国ではなく、現在のアジア低所得国への「貿易のための援助」の意義を示すことで、日本の貢献を主張すべきである。また、さらに強く「貿易のための援助」の効果を国内外にアピールし続けていくためには、過去の他のイニシアティブの例を参考にしつつ、「開発イニシアティブ」の広報活動をより効果的に行う必要がある。

2 新しいパートナーとの援助協調

「貿易のための援助」を含む国際協力の世界では、新興ドナー、民間部門、市民社会の役割は、これまで以上に大きなものとなっており、日本の「貿易のための援助」の効果向上のためにも、これら新しい開発パートナーとの有効な援助協調を心がけるべきである。

3 広域開発の推進

「貿易のための援助」は、近隣諸国との貿易を効率的にするためのインフラ建設を、その重要な一部としている。近隣諸国との間の開発の相乗効果を生み出すためにも、広域開発の意義は大きい。広域開発を推進するに当たっては、時宜を得た開発計画の再検討が有意義である（例えば、メコン開発における、ラオスの首都ビエンチャンの位置づけの向上）。



ベトナム タンロン工業団地

外務省の対応策の例

- 2012年5月に開催された「貿易のための援助 第5回アジア・太平洋専門家会合」において、日本のアジア低所得国への貢献を含む「貿易のための援助」の意義を説明した。また、日本の成功事例を始めとする当該地域の具体的事例を基に更に議論を深め、2013年夏に予定されている第4回グローバル・レビュー会合において成果を発表する予定である。
- 2011年11月末に開催された「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山 HLF）」でも多様な開発パートナーの重要性がうたわれており、日本としてもポスト釜山の各種取組過程において、中国やインドを始めとする新興国や民間セクターが参画できる枠組策定に取り組む。
- 広域インフラの建設のため、例えば、日本はTICAND IV行動計画に基づき、アフリカ各地の重要な広域運輸インフラ及び広域電力インフラの建設を支援し、国境手続き円滑化のための「ワンストップ・ボーダーポスト」の設置についても支援してきた。2013年にはTICAD Vが予定されており、引き続き広域のインフラ建設等に積極的に取り組んでいく。



研修員受入事業の評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：山口しのぶ（東京工業大学学術国際情報センター教授）
アドバイザー：山本太郎（長崎大学熱帯医学研究所教授）
コンサルタント：グローバルリンクマネジメント株式会社
ケース・スタディ国：インドネシア

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/kenshuin/sk11_01_index.html

評価の背景と目的

日本の技術協力スキームの一つである研修員受入事業は、1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機に、日本最初のODAとして開始された。日本が開発途上国を対象に行っている「人」を通じた技術協力の中でも、最も基本的な形態の一つである。

目的

これまでの同事業の総括的評価を行い、評価結果に基づいて今後の事業のあるべき方向性を提示することを目的に実施した。また、同事業の歴史的な意義と役割の明確化、さらには、他の類似スキーム（在外研修）と他ドナーによる研修事業の対比による、本邦研修の比較優位性についても確認した。

対象・時期

研修員受入事業のうち、特に日本国内で実施する本邦研修を対象とした。なお、国内及び現地調査については、主に2008～2010年度に実施された本邦研修（課題別研修、国別研修、青年研修）を対象に調査を行った。

方法

外務省「ODA評価ガイドライン第6版」に準拠し、OECD-DACの評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）を基に、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの視点から総合的に検証し、評価を行った。

評価結果

評価結果の主要ポイント

研修員受入事業の政策の妥当性及び結果の有効性は高いものの、プロセスの適切性については、研修の質の確保といった面から課題が多い。本邦研修については、国際貢献及び国益（地域益）の観点から、短中期的な目的（人材育成）だけ

でなく、長期的かつ多面的な目的（外交戦略及び国内の地域の発展と国際化）を明確化し、事業の戦略性を強化することが最も重要である。

政策の妥当性

研修員受入事業の政策については、日本のODA政策及び外交政策、相手国ニーズ、国際的な優先課題（ミレニアム開発目標など）と整合しており、日本での実施の合理性も高いことから、おおむね高いと判断される。

結果の有効性

結果の有効性については、研修員受入事業が国内外に与えた多面的な効果を多数確認できたことから、高いと言える。本邦研修を通じて、人材育成だけでなく、途上国の開発課題への貢献、日本国内における地域の発展と国際化、途上国における親日・知日派の創出などの成果が得られている。



国内での研修（帯広）

プロセスの適切性

プロセスの適切性については、研修の質の確保（適切な講師陣の継続確保、人材の組織的な育成等）といった面から、課題が多い。これまでの積み上げの効果を最大限に活かしつつ、日本の外交、国内における人的ネットワークの発展、途上国人材の更なる貢献を行うため、事業全体としての戦略性

を強化することが重要である。

提言

1 研修事業の戦略目的の明確化

- (1) 研修員受入事業（本邦研修）の目的の明確化及び目的に応じた研修員の種類の整理など、事業の戦略性の強化
- (2) 各目的に応じた本邦研修の計画の適正な見直し

本邦研修の実施にあたっては、短・中期的な開発効果（人材育成）が重視されており、長期的かつ多面的な効果に対する認識は十分ではない。研修事業の目的を、長期的かつ多面的な効果（外交戦略及び国内の地域の発展と国際化等）を踏まえ明確にすること、そして研修員受入事業の各目的に応じた研修員の種類（政府高官、技術協力プロジェクトのカウンターパート、青年等）を整理することで、事業の戦略性の強化を図るべきである。また、研修目的に合わせ、研修期間、内容、研修員選定方法など、研修計画自体の見直しが必要である。

2 研修の「質」の確保

- (1) 日本の開発援助スキーム（プログラム・アプローチなど）と連動した研修スキームの強化
- (2) 本邦における独自性、比較優位性のある研修の提供
- (3) ジャパン・ブランドの確立
- (4) 国の状況に応じた研修スキームの見直し
- (5) 体験を重視した研修内容の確保
- (6) 国内の研修員受入機関へのサポートの充実

研修員受入事業を協力プログラムの一部として実施することにより、戦略的な研修の実施、適切な研修員選定、確実なフォローアップの実施等を行うことが可能になり、結果の有効性が高まる例も発現するようになっている。また、きめ細かなプログラムや体験重視の研修等、質を重視した研修の在り方を日本の優位性、すなわち ジャパン・ブランドと認識し、更なる研修の質の確保や向上に努めるべきである。さらに、日本側在外公館・事務所と国内受入機関との協働体制の強化や、研修ニーズやフォローアップ等の情報提供を始めとする国内の研修受入機関へのサポートの充実を検討すべきである。



活躍する帰国研修員（インドネシア）

3 長期的視野による国益確保のための改革

- (1) 帰国研修員とのパートナーシップの強化
- (2) 官民連携による研修体制の強化
- (3) 途上国関係者と国内関係者との相互発展の促進

研修員受入事業を通じ累積した人脈の活用が重要であるが、現状では帰国研修員同窓会等が十分に活用されているとは言い難い。同窓会等を通じた帰国研修員とのパートナーシップを強化・活用すべきである。また、研修員受入事業の発展的継続の観点から、地方自治体や民間との連携による研修の実施、双方向の人的交流による途上国と国内（地域）双方の相互発展に資するための研修実施を推進すべきである。

外務省の対応策の例

- 国際協力重点方針等 ODA に関する政策及び方針に基づき、相手国のニーズも踏まえた上で、長期的かつ多面的な観点から、研修事業の目的の明確化等を含め、本邦研修の戦略性を強化する。
- 協力プログラムや政策に合致した研修コースに絞り込んだうえで、効率的な実施も留意する。最も効果的な研修コースとすべく、適切な内容と期間を設定する。
- 各国の実情に合わせた帰国研修員同窓会への支援強化や、要職にある帰国研修員とのネットワーク強化について実施可能性を十分検討し、日本の貴重な資産である帰国研修員とのパートナーシップの一層の強化を図っていく。

食糧援助(KR)の評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：高橋基樹（神戸大学大学院国際協力研究科教授）
アドバイザー：池上甲一（近畿大学農学部教授）
コンサルタント：株式会社 国際開発センター
ケース・スタディ国：エチオピア



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/kr/sk11_01_index.html

評価の背景と目的

日本は、食糧援助規約（FAC）に基づき、1968年度から一貫して無償資金協力「食糧援助（KR）」を実施しており、2010年度までに累計5,300億円以上の資金を供与した。KRは、開発途上国の食料不足の緩和と人間の安全保障や紛争予防という観点からの開発途上国の安定への貢献を狙いとして、二国間及び国際機関連携で実施されている。二国間KRでは、被援助国政府が供与穀物を市場で販売して得た代金を見返り資金として積み立て、経済社会開発に活用する。国際機関連携KRでは、供与穀物は無償配布され、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

目的

KRのスキームを総合的に評価し、今後の改定や実施のために提言を行う。さらに、評価結果を公表することにより、国民への説明責任を果たす。

対象・時期

2001～2010年度に交換公文（E/N）が署名されたKRを対象とする。



エチオピア穀物貿易公社（EGTE）から日本のKR小麦を購入している製粉業者の工場視察

方法

外務省「ODA評価ガイドライン（第6版）」を踏まえ、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの視点から評価を行った。

評価の実施にあたっては、被援助国政府や連携国際機関の了解が必要等の理由で情報の入手に制約があったため、結果の有効性やプロセスの適切性の検証の範囲が限定された。また、KRには達成すべき目標値や指標が設定されていないため、目標達成度を目標値と実績値の比較から判断することはできなかった。

評価結果

評価結果の主要ポイント

政策の妥当性、結果の有効性及びプロセスの適切性に関し、ある程度以上の評価を得たが、今後の改定や効果的・効率的な実施に向けて改善すべき点がある。

政策の妥当性

KRは、日本のODA政策、食料安全保障政策、人道支援政策および外交政策全般におおむね整合し、ミレニアム開発目標の一つである極度の貧困と飢餓の撲滅及び食料安全保障に係る国際的枠組みとも整合性を有する。一方、食料援助から食料支援へ、プログラム援助から緊急援助へ、現物供与から資金供与へ、余剰農産物の供与から現地・第三国調達へ、政府間から国際機関連携へ、緊急性の高い国への集中といった食料支援における国際援助潮流との整合性は高いとはいえない。

結果の有効性

KRのスキーム目標と中間目標の達成度、並びに日本の外交への効果について確定的な評価結果は得られなかったが、食料不足の軽減、食料価格の安定、外交の促進などの点で一定の成果を上げたと推測される。

日本は毎年FACの年間最小拋出量を上回るKRを供与し、

開発途上国の食料不足の緩和に貢献している。二国間 KR は各国の食料の需給ギャップ縮小や市場価格の安定化に貢献しているが、通常供与量が各被援助国の総需要量に対して小さいため、実際の効果は限定的であるとみられる。国際機関連携 KR は総じて、紛争・災害により発生した難民・国内避難民の食料不足の緩和に一定の貢献をしたと判断される。

世界食料問題に関する日本のリーダーシップや人間の安全保障の視点に立った支援は国際社会で高い評価を得ているとされ、KR もこうした評価に貢献していると考えられる。KR は二国間外交関係の強化にも一定の効果をあげているとみられる一方、食料事情が危機的状況でない国に対しても外交的配慮から KR が供与される例があり、スキーム目標の達成を十分に追求できていない面がある。

プロセスの適切性

KR は外交政策の基本目標の一つである、日本及び世界の食料安全保障の強化の下に位置付けられているにもかかわらず、策定プロセスにおいて、開発途上国の食料安全保障を支援する他の ODA スキームとの連携が十分なされていない。KR は創設以来基本的に同じ手順で実施されており、見直しを図るための仕組みが明確にされていない。実施プロセスは、二国間、国際機関連携とも、現行の仕組みでは、おおむね適切であると言えるが、二国間 KR では、日本の他の ODA スキームや他ドナー・NGO との連携が不十分である。モニタリングは見返り資金積み立て状況の把握にとどまっており、定期的な評価も行われていない。広報活動では、現地での利用状況や成果に関する報告が少ない。

提言

1 KR のスキーム文書を策定・公表し、目的及び目的と手段との関係を明確にする

KR の実施にあたっては、外務省が KR の供与決定において重視する食料不足の度合や外交的観点等の目的を包括的に検討し、KR の目的を明記した文書を策定・公表する必要がある。特に、ODA 政策に従って、開発途上国の食料安全保障の向上や農業・農村開発に係る支援における KR の位置づけをより明確にすることが望ましい。また、目的に対して適切な手段が取られているかも再点検すべきである。

2 「極度の飢餓の撲滅」を一層重視し、裨益対象を絞る

KR を食料安全保障（支援）政策の中で短期的支援と位置づけ、極度の飢餓の撲滅をより一層重視し、裨益対象を飢餓、

貧困、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面する人々に絞った支援にすべきである。その方法としては、（1）国際機関連携 KR の拡充、（2）日本の農業協力プロジェクトや NGO と連携した社会的弱者対象のフード・フォー・ワークやフード・フォー・トレーニングの導入、（3）都市部の貧困層を対象とした支援などが考えられる。また、裨益対象の絞り込みに沿うべく、相手国の事情に応じた見返り資金制度の廃止も検討すべきである。

3 開発途上国の食料援助依存の低減と食料安全保障の確立への貢献を念頭に、日本の農業協力や他ドナー・NGO との連携を強化する

被援助国の食料援助依存を低減し、食料安全保障の向上を支援するためには、包括的食料支援の中に卒業支援プログラムを組み込むとともに、農業・農村開発分野の ODA 事業と連携して相乗効果が発揮できるよう、スキーム全体としての政策策定とそれに基づく個々の案件形成・実施が不可欠である。日本単独の支援だけではなく、被援助国の状況に応じて、他ドナー・NGO との連携を強化する必要がある。

4 定期的なモニタリング・評価を実施し、その結果を広報する

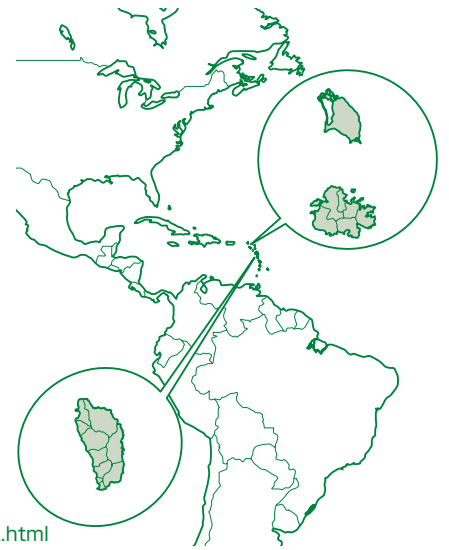
日本国民への説明責任に加え、被援助国側にも KR の意義を理解し、その成果を評価してもらうために、評価の枠組みを作り、定期的にその枠組みに基づいて成果を評価し、その結果を公表すべきである。モニタリングは、見返り資金の積み立て状況の把握からより踏み込んだものを検討すべきである。広報では、KR の具体的な成果を国民に報告する必要がある。

外務省の対応策の例

- KR の実施に際しては、外務省の農業・農村開発や人間の安全保障等の分野別政策文書との整合性にも留意しつつ、目的とその手段につき再検討を行う。なお、食糧援助規約（FAC）の新規約（2013 年 1 月に発効予定）の内容も踏まえる。
- 食料安全保障の向上を通じ、長期的観点から途上国の開発への貢献を図る一方で、短期的支援と位置づけられるプロジェクトにおいては、緊急人道支援ニーズに対応しうる効果的な支援のあり方を検討する。また、相手国の事情に応じた見返り資金制度の見直しも行う。
- KR スキームにおける卒業移行国に対する支援のあり方について、国内関係機関及び他ドナー等とも情報共有を行う。

水産無償資金協力に関する評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：佐藤 仁（東京大学東洋文化研究所准教授）
アドバイザー：黒倉 寿（東京大学国際水産開発学研究室教授）
コンサルタント：株式会社野村総合研究所
協力：（株）グローバルグループ 21 ジャパン
ケース・スタディ国：アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/suisan/sk11_01_index.html

評価の背景と目的

目的

漁業面における友好協力関係を維持・発展させるため 1973 年に創設された水産無償資金協力は、日本の強みである水産開発分野でのインフラ整備を通じて、途上国の経済発展と日本の国外漁場の確保に貢献してきた。本評価では、過去に実施してきた水産無償のスキームを総合的に分析し、水産無償をこれまで以上に戦略的に活用し、より効果的・効率的な案件形成・実施を図るための提言や教訓を抽出することを目的とした。

対象・時期

2010 年 11 月の段階で、実施済み水産無償に関する事後評価計 23 件の結果を総合的に分析し、さらに中南米のアンティグア・バーブーダ及びドミニカ国を訪問し、両国で実施された総計 9 件の水産無償事業について現地調査を実施した。

方法

外務省の「ODA 評価ガイドライン」に基づき、主に政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の観点から総合的な分析を実施した。

また、本評価調査では、今までのスキーム評価で実施されてこなかった外交上の評価についても考え方を整理し、その評価ステップの検討結果について掲載した。

評価結果

評価結果の主要ポイント

政策の妥当性について高い評価がなされたが、結果の有効性、プロセスの適切性については効果の低下をもたらす若干の課題が抽出された。水産業を取り巻く周辺環境は、計画段階では予測不可能な要因が多く、他の ODA のスキームに比

べて完璧な効果発現を期待しにくい側面はある。ただし水産無償事業を他の ODA プログラムと組み合わせたことにより、提供された施設とのシナジー効果を生んだ例が多く報告されており、援助効果を更に高めるためには、相手国のニーズを更に適切に取り込むことが重要であると考えられる。

政策の妥当性

評価対象とした事業の大半について、その目的は援助実施国の水産分野の開発目標、その上位計画である国家開発計画等、日本の開発政策等に合致し、妥当性が確認できた。さらに、海洋資源の持続的な利用や活用に関する援助は現地のニーズが高く、他ドナーに対して比較優位性を有し、日本のプレゼンス向上にも貢献している。

結果の有効性

多くの事業は、水産業従事者の生計向上、国産水産物の生産流通増加、水産資源管理改善に貢献している。技術協力との連携が有効性の確保・増大に結び付いている事例も多く確認された。しかし、水産加工については、原材料供給量や加工需要の変動などを理由に十分な成果を上げていないケースも一部確認された。



アンティグア・バーブーダ セントジョーンズ水揚・流通施設建設計画

プロセスの適切性

大半の事業が適切なプロセスを採用しており、スキームの妥当性、有効性の向上を促進するプロセスは十分に機能している。相手国政府や市民は日本の水産無償資金協力事業の貢献を十分に理解していた。一方、自然条件と施設需要に関する分析・予測の難しさ、利用者の意見を計画設計に反映するプロセスの欠如等が事業効果の低下に結び付くケースも存在した。

提言

1 技術協力との連携による総合的なアプローチ

- (1) 案件形成に当たっては相手国の水産分野開発のグランドデザインを先行させる。
- (2) 専門家経験者等から構成されるアドバイザリー機能を充実させる。

水産無償のより効果的な実施のため、技術協力も含めた水産分野全体の協力の内容を検討し、実施前には、広域的なマスタープラン、フィージビリティ調査及びセクター調査による裏付けや、他の協力スキームとの事業の組合せの検討を行うべきである。さらに、関連する専門家経験者等のアドバイザリー機能の強化によって、水産分野の技術協力の質を高め、基本設計や実施設計の段階で、これまで以上に現地のコメントを吸収できる体制を構築する。

2 水産分野に限らない波及効果の追求

- (1) 水産施設に加えて他のニーズ充足を図る施設を投入し、シナジー効果の発現を狙う。
- (2) 水産以外の他のニーズの充足に有効活用できる施設を協力準備調査で把握する。
- (3) 日本の思想や考え方を訴求する効果的な広報を行う。

水産分野を超えた様々な波及効果を追求することによって、日本の協力の開発インパクトを増大させるだけでなく、同時に、日本の援助のプレゼンスを高め、外交的な効果の増大を図ることが重要である。

3 利用者のニーズに応じたきめ細かな計画設計

- (1) 設計図面のチェックには専門家経験者等を活用した専門的な見地からの助言を得る。
- (2) 相手国の責任について十分な説明を行い、可能な限りの設計参加を促進することで、オーナーシップを醸成する。

- (3) コンサルタントが相手国政府と協議しながら設計を行う機会と時間を増やす。

施設の計画設計に相手国のニーズが十分に反映されていないという課題は、①基本的なレイアウトや施設配置、②機材の調達先や品質、③細かな機材の配置等のケースで起こりうる。それぞれのケースで可能な限り有効な活動を行い、適切な相手国ニーズの把握に努めると同時に、相手国にも早期から導入施設のオーナーシップの醸成を行う。

4 外交上の効果の把握

- (1) 水産無償資金協力を固有な外交目標、対象国・地域に対する一般的な目標を例示する。
- (2) 外交上の効果を計る際に、①日本側での考え方の共有、②相手国側の認知、③相手国側の行動、の3段階で評価する。

水産無償は被援助国との漁業関係が考慮されながら実施されており、同スキームの効果を正しく評価するには、開発上の効果の把握だけではなく、外交上の効果を把握することが不可欠である。外務省及び JICA は、こうした側面を念頭に将来の水産無償スキームの立案・実施にあたると同時に、その外交上の効果についても可能な限り積極的に国内に説明し、ODA 政策に対する世論の支持につなげていくことが重要である。



ドミニカ国 マリゴット漁港整備計画

外務省の対応策の例

- 技術協力との連携により、より有効性が高められた案件も見られることから、水産無償の案件形成の際には、技術協力との連携の可能性をより積極的に検討していくこととする。
- 実際に施設を使用する人々の意見をこれまで以上に聴取するとともに、関係当事者間の会議を相手国側にリードさせるなど相手国側にプロジェクトへの関与とオーナーシップの重要性を認識させるよう努める。



セネガル教育分野協力 (職業訓練分野) の評価

調査実施期間：2011年6月～2012年2月
評価主任：山田肖子（名古屋大学国際開発研究科准教授）
アドバイザー：正木響（金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授）
コンサルタント：みずほ情報総研株式会社

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/senegal/sect11_01_index.html

評価の背景と目的

目的

セネガルにおける教育分野協力（職業訓練分野）への日本の援助の評価を行うことで、今後の効果的・効率的な援助の実施に資するための教訓や提言を得ることを目的とした。また、セネガルの職業訓練分野の援助において特徴的な、西アフリカの仏語圏地域における南南協力の拠点として「セネガル・日本職業訓練センター」（CFPT: Centre de Formation Professionnelle et Technique）が有効に機能しているかを評価することも重要な目的とした。

対象・時期

日本のセネガルに対する職業訓練分野の援助が始まった、1982年から2011年11月の現地調査までのCFPTを主とした、セネガルに対する職業訓練分野の援助を評価対象とした。

方法

政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの視点から評価を行った。加えて、外交的效果についても評価を試みた。評価にあたっては、文献調査、国内でのインタビュー調査に加え、セネガルにおける現地調査でインタビュー調査及び資料収集を行った。

評価結果

評価結果の主要ポイント

日本がセネガルにおいて実施している職業訓練分野の援助は、ほとんどがCFPTへの援助である。CFPTは、その教育内容・教員の質・卒業生の就職といった点で高い評価を得ており、日本の援助が果たした役割は大きいといえる。また、南南協力の拠点としての機能や、外交的な効果についても一定程度の効果があると評価された。

一方で、職業訓練分野への支援といった場合に、日本の支援はCFPTのみに集中して単独で支援している傾向が見ら

れ、その結果、CFPTに対する日本の支援はセネガルにおける職業訓練セクター全体の開発に対して有機的に貢献することが十分にできていないのではないかという懸念もある。CFPTへの日本の支援は20年近くにも及んでおり、既に有効な開発効果も一定程度出していることから、出口戦略を考える時期にきているとも考えられる。一方で、CFPTを日本が継続的に支援する外交的意義も大きく、効果もうかがわれたことから、今後の方向性として開発効果と外交効果のバランスを考慮した援助が求められている。

政策の妥当性

日本のセネガルにおける職業訓練分野での協力の政策は、国際的な上位政策枠組み、セネガルの上位政策、日本の上位政策との整合性が認められ、政策は妥当であると評価された。ただし、セネガルの上位政策や日本の援助政策で示される複合的な目標体系の全体に整合するものの、対応する領域が限られ、目標体系に示されている他分野との有機的な連携のような面的な広がりや欠くという感もある。



CFPTでの授業・実習の様子

結果の有効性

カリキュラム内容、教員の質、在籍者数・受験者数、卒業生の資格取得率といったアウトプット指標から総合的に評価した結果、全体的に一定以上の結果が得られていることが示された。一方、援助が長期間に及んでおり、費用対効果や出口戦略に関して課題があると考えられる。南南協力／三角協

力については、効率性や他国へのインパクトの点で有効であると評価された。

プロセスの適切性

日本の関係者間、セネガルと日本、他ドナーとの間でのプロセスについてみたところ、支援の実施過程における関係者間での協議・調整や、計画策定の段階で過去の教訓を活かして支援を実施するという点に関してはおおむね適切であった。一方、職業訓練セクターでは、セネガルのドナー・コミュニティにおいてドナー協調の枠組みが整っていないとはいえ、他ドナーとの協調やCFPT以外のこの分野での支援を検討することも意義があったのではないかと考えられる。

「外交的効果」

日本とセネガルの二国間関係のみならず、セネガルと周辺国、日本とセネガル周辺国の関係に対する外交的効果を確認することができた。セネガルのドナー・コミュニティにおいても、支援の成果という点では高く評価されているが、ドナー間での協調やセクター支援アプローチに対する貢献という点では課題も残り、CFPTへの支援自体は高評価であるにも関わらず、職業訓練セクターで十分な存在感を示すには至っていない。

提言

1 サブセクター全体への目配り和他機関との連携の強化

セネガルの経済成長や貧困削減といった上位目標に対しては、職業訓練サブセクター全体に目配りし、他の教育・訓練機関や援助機関との連携を図ることで、貢献の効果がより高められると思われる。CFPTのように日本の貢献として一般にも認知されやすい方法ではないかもしれないが、他ドナーとも調和化を図りつつ、セネガルのセクター開発・社会経済開発全体へのアラインメントを追求する方が、外交的効果も結局は高まるとも考えられる。

2 出口戦略の検討

CFPT事業がすでにかなりの長期にわたっており、開発援助案件としては自立発展性の強化という観点での評価が低くならざるを得ないことから、外交的効果と開発効果の目指すところの妥協点で出口戦略を検討することが求められる。具体的には（１）企業研修等のカリキュラム開発や実施、教員提供等の支援を行う可能性を模索する、（２）民間企業と

の連携を強化する、（３）南南協力拠点としての機能を強化する、の３点が出口戦略の可能性として提言できる。



CFPTでの授業・実習の様子

外務省の対応策の例

- 国別援助方針の策定及び JICA 国別分析ペーパーを踏まえ、職業訓練分野も含む民間セクター振興に係る協力プログラムを策定する。
- 国際機関、他ドナーとの連携については、セネガルにおける民間セクター振興を果たすためにどのような連携が可能か総合的に見据えつつ、可能性を検討していく。
- 提言に盛り込まれている３つの出口戦略は、すべて進行中であり、今後も強化していく。CFPTに対しては、カリキュラムの見直し、改廃、更新等のノウハウの移転を行っており、今後も同センターのオーナーシップとイニシアティブを尊重しつつ、これまでの無償資金協力及び技術協力を通じて培われた資産の有効活用を引き続き検討していく。

日本語教育分野における文化無償資金協力案件の評価

調査実施期間：2011年11月～2012年3月
評価実施者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
ケース・スタディ国：フィリピン・ベトナム・ウズベキスタン

評価の背景と目的

目的

これまで実施した日本語教育分野の文化無償案件を評価し、その結果や現地の日本語教育現状等も踏まえ、今後の日本語教育分野の文化無償案件の形成・実施に関する提言を行う。

対象

フィリピン、ベトナム、ウズベキスタンの3カ国の日本語教育分野支援案件（一般文化無償2案件、草の根文化無償6案件の計8案件）。

方法

OECD DACの評価5項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、自立発展性）に、個別案件については外交上の効果（広報効果、被援助国による評価）を加えて評価する。

評価結果

（1）供与機材・施設の概要

日本語教育分野の供与機材は、実習教室用の機材（視聴覚機材、LL機材）、コンテンツ制作・編集やE-ラーニングのための機材に大別され、いずれも日本語の4技能（読む、聞く、話す、書く）や文法力の向上に活用されてきた。また付随する机・椅子なども多くの案件で供与された他、各種イベントを開催する講堂に視聴覚教材が供与された例もある。これらに加え草の根案件では、日本語教室の増改築、コンテンツ制作・編集用スタジオの建設など施設が整備された例がある。

今後の支援は、その汎用性の高さから、PC環境の整備及びそのネットワーク環境の構築を中心とした機材構成となると想定される。

（2）妥当性

一般的に、日本の政策や相手国の政策、及び相手国の具体的ニーズに照らし妥当な案件が形成され実施されたと考える。なお現状では、日本側からみた案件の妥当性は政策レベルの文書表現に照らして判断しており、より適切な評価実施の観点からは課題が残る。

（3）適切性・効率性

概して適切な機材が選定され、また頻繁かつ熱心に使用

されて効率性も高いと考えられる。年数を経た機材は、故障や技術の陳腐化により使用されなくなるものもある。

（4）有効性・インパクト

機材・施設が適切に選定され活用される場合、①学習者の日本語能力の向上、ひいては産学官にて活躍する日本語人材の育成への貢献、及び②日本文化紹介を通じた文化交流や対日理解の促進への貢献が見てとれる。

これら成果の一方で、その達成水準には課題も残る。すなわち、学習者の日本語能力の達成水準と、日系企業などその能力を活用する現場の期待との間にまだギャップがあることが多く、即戦力に近い人材を期待する日系企業等の要求水準にいかにならざるかが課題である。また、他国の積極的な文化発信による日本への関心の相対的な低下という視点から課題が生じている。

（5）自立発展性

現在も使用される機材はその年数にかかわらず概して良好な状態で、対象機関による丁寧な維持管理がうかがえる。相手国実施機関の財政難にて機材の適切な更新が難しい点を除くと、技術・財政面では主だった課題は少ないように思われる。一方で体制面では、日本語教師が今後より一層不足（量・質）することが想定され、特に日本語教育が中等教育にも拡大していく国の場合、一層深刻な課題となる。



供与施設における活動風景（フィリピン ミンダナオ国際大学）

提言

1 プログラム・レベルでの方針文書の明示

文化無償資金協力における日本語教育分野支援の今後の戦

略方向性が明確になった暁には、効果的・効率的な実施と評価を確保するために、政策レベルと個別案件をつなぐプログラム・レベルでの方針文書が明示されることが望ましい。

2 「二正面作戦」の展開

今後、文化無償資金協力の日本語教育分野支援は、日本語学習者の(1)能力の高度化、及び(2)裾野の拡大という2つの方向性(二正面)を見据え、個々の案件が目指す方向性を明らかにしてその形成・実施を提言する。

この取組により、社会で即戦力として通用するレベルの高度な日本語人材を育成するとともに、日本語学習者の量的な拡大を通じて日本との様々な関係を支える広い市民層を形成していくことが望まれる。

2つの正面はそのどちらもが、(高等)教育の振興と交流の促進及び相互理解の増進という日本語教育の効果に貢献する。またこれらはいずれも、相手国の経済・社会開発、親日感の醸成等による日本の国益増進という日本のODAの目的にも貢献する。

(1) 日本語学習者の能力の高度化

高度化する対象能力として以下2つが考えられ、今後これらを強化する機関への支援が考えられる。

ア 日本語能力そのもの

例えば、日系企業の採用水準として一般に期待される日本語能力試験「N2以上」の能力を大学卒業時までにはほぼ全員が獲得することを目指すなど、まず日本語能力そのものの高度化を想定する。

イ 日本語能力×専門的職業能力の組合せ

次に、高度な日本語能力に専門的な職業能力も組合せて、両者を強化することを想定する。これにより、職場に適する言語習熟度の向上を目指す。

【具体的に考える組合せ】

- ・日本語＋産業・職業分野(IT、経済・貿易、看護・介護、法律、等)の能力
- ・日本語＋ビジネス関連能力(会社の仕組み、日本的経営、ビジネス・マナー、等)
- ・日本語＋日本理解力(文化、ライフスタイル、歴史等)
- ・日本語＋英語能力(非英語圏の場合)
- ・日本語＋日本語教師としての能力
- ・知見交流が見込まれる分野での日本語強化(防災、原子力、環境エネルギー、等)

これら能力の高度化には以下の諸手段が有効であり、その支援も想定する。

- ・自主教材の制作、双方向の実地練習の機会提供、学習

者が自ら学べる機会提供、E-ラーニング、等

(2) 日本語学習者の裾野の拡大

裾野拡大の観点からは、中等教育で日本語教育を行う機関の支援が考えうる。中等教育からの日本語教育は、将来の日本語人材の開拓につながるものであり、高等教育での日本語教育効果の底上げとともに、質の高い日本語教師の輩出にもつながる。テキストによる指導に加えて、学習者を強く動機づけるため、日本や日本文化を楽しみながら学ぶために視聴覚機材を有効に活用することも望ましい。



供与機材を用いて制作されたデジタル・コンテンツ(日本語センター財団(マニラ))

3 戦略的展開のための他スキームとの連携

海外における日本語教育の普及には、例えば相手国との二国間関係、相手国での日本・日本文化への関心動向、供与機材・施設を活用する日本語教師の存在、機材・施設とともに日本語教育に使用される日本語教材の状況など、いくつかの外部要因が想定できる。文化無償による機材や施設も、単体で成果を生み出すものではなく、これら外部要因の影響を受けやすい。今後の戦略的な展開により、(高等)教育の振興や文化交流の促進及び相互理解の増進を実現させていくために、日本語教師や日本語教材などの支援を実施する他スキームと、密接かつ有機的に連携していくことが重要となる。

外務省の対応策の例

- 草の根文化無償資金協力における日本語教育分野案件について、本件評価結果を踏まえた方針を策定するとともに、案件形成に本評価結果が活かされるよう、要望調査を実施した。
- 一般文化無償資金協力における日本語教育分野案件についても、今後、方針の策定等を検討するほか、他の支援スキームとの一層の連携を検討する。

文化無償資金協力のフォローアップ調査

背景

文化無償資金協力は、被援助国の文化・高等教育の振興と文化遺産保全に資することを目的として行われる ODA スキームの 1 つである。このスキームによる供与機材は、日本語学習用の LSI 機材、劇場・美術館・博物館等に対する視聴覚・音響機材、文化遺産保全に従事する大学・研究所等に対する遺産修復・調査・研究のための機材など、その大半が精密機材で占められる。このため、現場で供与機材の保守管理に努めた場合でも、経年劣化や地元の気候条件等による故障等が避けられない案件は少なくない。また、各国の柔道・空手協会等に対する柔道器材等の供与といったスポーツ分野における協力においても、柔道着や畳等、頻繁な使用による器材の劣化が進む案件がある。このため、供与機材の保守管理について被援助国の実施機関側の自助努力が求められる。

しかしながら、実施機関側の財政状況が供与当時から改善されていない場合で、比較的小規模な支援を追加的に実施することにより、故障したシステム全体が回復される場合には、そのような支援を日本側が実施することにより、供与機材が更に長期にわたり有効活用され、裨益効果を高めることができると考えられる。このため、日本側はフォローアップ事業としてこのような補修支援も実施している。



エクアドル 国際ラテンアメリカ情報高等研究センター映像及び音響機材整備計画

調査の目的

文化無償資金協力によって供与された機材等の事後状況を確認するため、供与後一定期間を経た案件を調査する。調査結果を踏まえてフォローアップ事業による補修支援の可能性についても検討する。

調査方法

2011 年度においては、供与後 1～2 年を経た案件として 12 件、供与後 3～4 年を経た案件として 17 件の計 29 件（計 28 か国）について調査を実施した。

調査は、日本の各在外公館が所定の様式を用いて、各案件の実施機関に質問状でヒアリングし、その後可能な限り各在外公館の館員が現地の供与機材を視察する形で行った。



グルジア トビリシ国立大学日本語学科整備計画

調査結果の概要

調査の結果、一部案件の機材には不具合が生じていたものの、実施機関側が修繕を行う等の保守管理努力を行っていた案件があった。日本側としても、現場での保守管理努力を補完する形で、2011 年度に補修等の支援をフォローアップ事業として実施した。その他の案件については、現在の機材状況に問題はなかった。

また本件調査により、他国にはないこのような日本政府からの支援は貴重との謝意が表されるなど、現地からの評価は高い上、東日本大震災後の親日的活動にもつながっていることが判明した。例えば、公共放送スタジオ機材整備案件では、実施機関側から、「本機材供与により、国民の重要関心事項をタイムリーに安定的に公共放送として提供することが可能になった」との報告に加え、「東日本大震災後には、それまでの日本政府からの経済援助を紹介する番組を制作し、日本大使館と協力しつつ日本紹介に積極的に貢献した」との回答があった。また映像及び音響機材を整備したメディア研究機関の総裁（当時）は、東日本大震災後、日本に対する募金を呼びかけるテレビ番組放送を実現させるため民放各社長へ働きかける等、日本のための支援活動を行っていたことがわかった。

日本NGO連携無償資金協力案件の事後状況調査

背景

日本 NGO 連携無償資金協力は、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国・地域の住民に直接裨益する経済・社会開発事業に対して ODA 資金を供与するスキームである。2011 年度と同スキームによる資金協力実績は、総額約 29 億円（計 81 事業・45 団体・26 か国 1 地域）。

日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、資金協力气スキームにより実施した事業に対する評価を充実させるため、2005 年度以降、毎年事後調査を実施している。



タイ 伝統文化継承のためのノンフォーマル教育支援事業（図書館事業）

調査の目的

事業が完了してから一定期間（3～4年）後にどのような状況にあるかについて調査を行う。調査結果は、実施団体にも通報しており、PDCAサイクルの一環として外務省と在外公館との間で類似案件を審査する際の参考情報としている。



フィリピン セブ地域知的障害者自立支援事業（施設内で経営されている売店）

調査方法

各事業を所管する日本の在外公館の職員が、事業完了後3～4年後をめどに調査する。調査にあたっては、所定の共通様式（「事後状況調査シート」）を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認する。また、建物・機材の維持・管理状況、教育・訓練施設・人材の活用状況、日本のODAによる援助であることを示すなどの広報協力の実施状況、維持・管理体制等についても確認する。評価結果を、3段階の総合評価を付して、外務省に報告する。

更に詳細な調査、確認を要する案件については、別途、外部機関に専門的な調査を依頼することとしている。

調査結果の概要

2011 年度は、日本 NGO 連携無償資金協力により 2007 年度に贈与契約が締結された全事業 64 件のうち、治安情勢を含めた諸般の事情により調査が困難であった案件と既に外部機関が類似の調査を実施済みの案件等を除く 47 件（計 36 団体・21 か国）を対象に 2011 年度末までをめどに調査を実施し、26 件は A（高い）、19 件は B（普通）、2 件は C（低い）との総合評価を得た。



グアテマラ パハ・ペラバス州ブルラ郡における基礎教育改善事業

1. 政策評価とは

日本の政策評価制度は、平成13年に行われた中央省庁等改革の大きな柱の1つとして導入されました。全ての府省は、同年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（「政策評価法」）によって、その所掌する政策について自己評価を行うことが義務付けられています。その主な目的は、次の3つです。

- ① 行政機関が国民に対する説明責任を果たし、透明性を高めること。
- ② 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。
- ③ 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。

各府省は、政策の目的・目標が国民や社会のニーズに合っているか（必要性）、使われた費用に見合った成果が上がったか（効率性）、期待された効果が上がったか（有効性）を中心に、その政策の効果を分析します。そして、評価結果を政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てます。

一方、総務省は、各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）と同時に、複数府省にまたがる政策を評価（統一性・総合性確保評価）しています。

なお、政策評価の詳細については、総務省のホームペー

ジ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/index.html）をご覧ください。

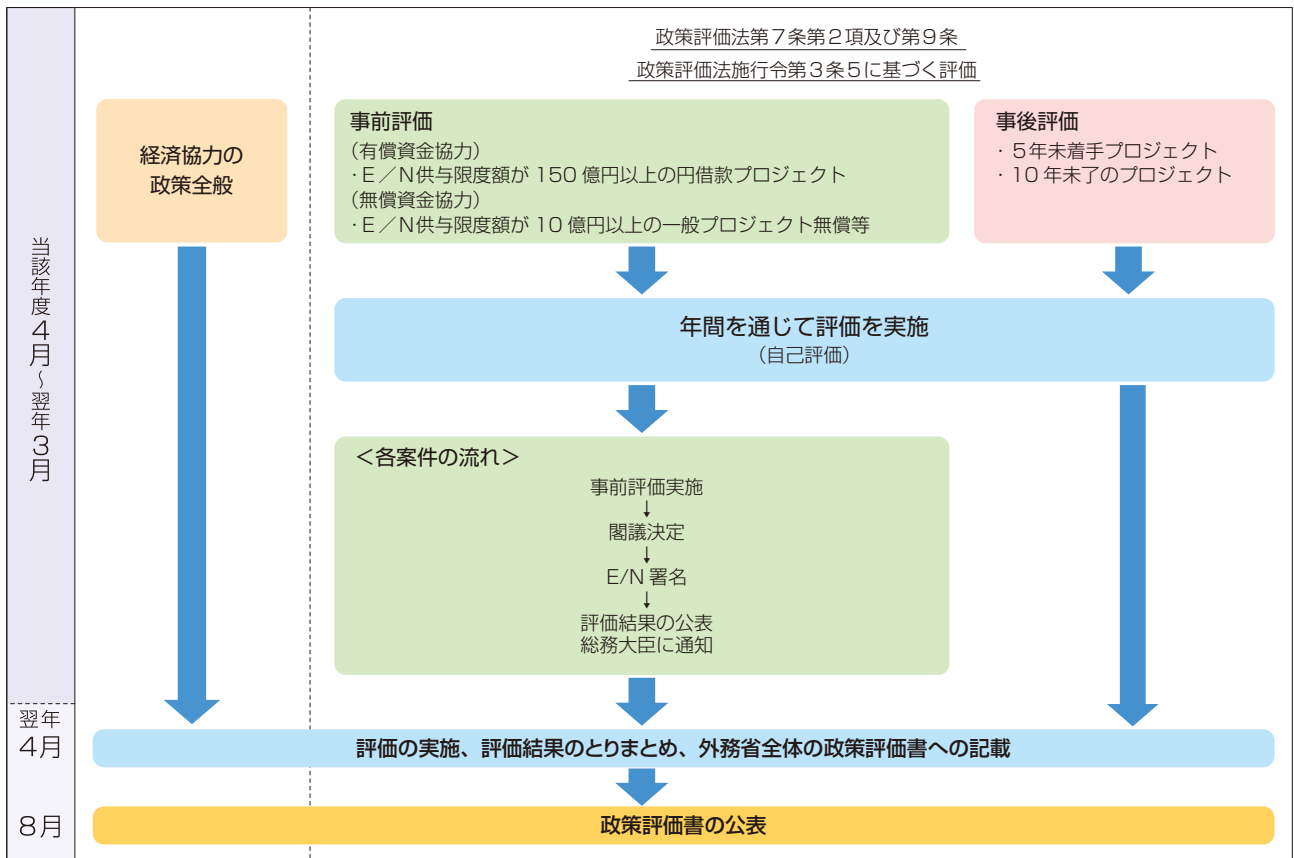
2. 政策評価法に基づく外務省の政策評価

外務省における政策評価は、政策評価法第6条及び第7条の規定に従い、評価の手法、実施体制、情報の公開など評価に関する基本的な事項について定めた基本計画（3年から5年に1度策定）及び評価の対象となる施策などについて定めた実施計画（年度毎に策定）に基づいて実施しています。外務省が実施した政策評価については、外務省ホームページの省庁共通公開情報（外務省政策評価）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>に掲載しています。

3. 政策評価法に基づくODAプロジェクト・レベルの事前評価・事後評価

政策評価法第7条及び第9条及び同法施行令第3条5に基づき、外務省では、ODAの施策について、以下の評価を行うことが義務付けられています。各評価の流れは下図のとおりです。

政策評価法に基づく外務省のODA評価の流れ



（１）政策評価法に基づく事前評価

有償資金協力案件では、供与限度額が150億円以上の個別案件（債務救済を除く）を評価対象とし、また、無償資金協力案件では、供与限度額が10億円以上の一般プロジェクト無償等を対象とし、当該資金協力案件を採択した根拠という観点から事前評価を行っています。事前評価は、当該案件の閣議決定までに行い、E/N（交換公文）署名後に外務省ホームページ上で評価結果を公表しています。

平成23年度には、無償資金協力案件は30件、有償資金協力案件は28件について、政策評価法に基づく事前評価を実施しました。

（２）政策評価法に基づく事後評価

外務省は政策評価法第7条第2項に基づき、未着手案件（閣議決定後5年を経過した時点で未貸付）及び未了案件（閣議決定後10年を経過した時点で貸付未完了）を対象として、事後評価を行っています。この評価は、政策評価の実施計画に基づき、当該資金協力案件を継続実施するか中止するかの観点から行なっています。評価結果は、年1回、外務省ホームページ上及び外務省全体の政策評価書において公表しています。

平成23年度には、有償資金協力案件において未着手案件2件、未了案件9件の、合計11件について、政策評価法に基づく事後評価を実施しました。

■無償資金協力案件の事前評価：30件（E/N 供与限度額10億円以上の一般プロジェクト無償等）

国 名	案 件	交換公文署名日
スーダン共和国	カッサラ市給水緊急改善計画	平成23年4月6日
エチオピア連邦民主共和国	国道一号線アワシ橋架け替え計画	平成23年6月9日
エチオピア連邦民主共和国	第四次幹線道路改修計画	平成23年6月9日
エチオピア連邦民主共和国	アムハラ州中学校建設計画	平成23年6月9日
ヨルダン・ハシェミット王国	南部地域給水改善計画	平成23年6月14日
ホンジュラス共和国	首都圏地滑り防止計画	平成23年6月17日
ニカラグア共和国	マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画	平成23年6月21日
モンゴル国	ウランバートル市水供給改善計画	平成23年6月21日
キリバス共和国	ベシオ港拡張計画	平成23年6月29日
ザンビア共和国	ルサカ南部地域居住環境改善計画	平成23年6月29日
ザンビア共和国	ンドラ市上水道改善計画	平成23年6月29日
ラオス人民民主共和国	国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画	平成23年8月2日
ラオス人民民主共和国	ピエンチャン国際空港拡張計画	平成23年8月2日
ブータン王国	サイクロン災害復興支援計画	平成23年8月8日
コンゴ民主共和国	キンシャサ保健人材センター整備計画	平成23年8月11日
インドネシア共和国	プルート排水機場緊急改修計画	平成23年8月18日
マリ共和国	第四次小学校建設計画	平成23年8月25日
タンザニア連合共和国	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	平成23年8月29日
パラグアイ共和国	コンセプション市及びピラール市給水システム改善計画	平成23年8月31日
ルワンダ共和国	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	平成23年9月6日
スリランカ民主社会主義共和国	マンムナイ橋梁建設計画	平成23年9月13日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール県及びパーミヤン県における灌漑施設整備計画	平成23年11月26日
タジキスタン共和国	第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画	平成23年12月12日
アフガニスタン・イスラム共和国	中央高地三県における学校建設計画（ユニセフ連携）	平成24年1月12日
ウガンダ共和国	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画	平成24年2月23日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール国際空港駐機場改修計画	平成24年3月10日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール市東西幹線道路等整備計画	平成24年3月10日
アフガニスタン・イスラム共和国	パーミヤン空港改修計画	平成24年3月10日
フィリピン共和国	第二次農地改革地域橋梁整備計画	平成24年3月29日
マラウイ共和国	第二次中等学校改善計画	平成24年3月30日

■有償資金協力案件の事前評価：28 件（E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクト）

国名	案件	交換公文署名日
バングラデシュ人民共和国	パドマ多目的橋建設計画	平成 23 年 5 月 18 日
バングラデシュ人民共和国	クルナ水供給計画	平成 23 年 5 月 18 日
インド	アンドラ・ブラデシュ州農村部高圧配電網整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	バンガロール・メトロ建設計画（第二期）	平成 23 年 6 月 6 日
インド	ビハール州国道整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	マディヤ・ブラデシュ州送電網整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ 2）	平成 23 年 6 月 6 日
インド	中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ 2）	平成 23 年 6 月 6 日
インド	新・再生可能エネルギー支援計画	平成 23 年 6 月 6 日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第一期）	平成 23 年 6 月 14 日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画（ホーチミンーゾーザイ間）（第二期）	平成 23 年 6 月 14 日
ブラジル連邦共和国	サンパウロ州無収水対策計画	平成 23 年 7 月 1 日
ブラジル連邦共和国	ベレン都市圏幹線バスシステム計画	平成 23 年 7 月 1 日
モロッコ王国	フェズ・メクネス地域上水道整備計画	平成 23 年 7 月 29 日
インドネシア共和国	地熱開発促進プログラム	平成 23 年 8 月 18 日
ベトナム社会主義共和国	ギソン火力発電所建設計画（第三期）	平成 23 年 10 月 31 日
セルビア共和国	ニコラ・特斯拉火力発電所排煙脱硫装置建設計画	平成 23 年 11 月 24 日
チュニジア共和国	ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整備計画	平成 24 年 1 月 25 日
ウズベキスタン共和国	カルシーテルメズ鉄道電化計画	平成 24 年 2 月 27 日
エジプト・アラブ共和国	カイロ地下鉄四号線第一期整備計画	平成 24 年 3 月 19 日
スリランカ民主社会主義共和国	バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ 2）	平成 24 年 3 月 28 日
フィリピン共和国	中部ルソン接続高速道路計画	平成 24 年 3 月 29 日
インド	デリー高速輸送システム建設計画フェーズ 3	平成 24 年 3 月 29 日
ベトナム社会主義共和国	ホアラク科学技術都市振興計画（第一期）	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第二期）	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	ホーチミン市都市鉄道建設計画（ペンタイン〜スオイティエン間（1 号線））（第二期）	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	国道 3 号線道路ネットワーク整備計画（第二期）	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	第二期南部ビンズオン省水環境改善計画	平成 24 年 3 月 30 日

■未着手案件の事後評価：2 件（全て有償資金協力案件）（5 年未着手のプロジェクト）

国名	案件	交換公文署名日
インド	ビジャカパトナム港拡張計画	平成 19 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	地方部インターネット利用拡充計画	平成 19 年 3 月 30 日

■未了案件の事後評価：9 件（全て有償資金協力案件）（10 年未了のプロジェクト）

国名	案件	交換公文署名日
モロッコ王国	地中海道路建設計画	平成 13 年 6 月 13 日
スリランカ民主社会主義共和国	コロンボ市配電網整備計画	平成 13 年 10 月 15 日
フィリピン共和国	次世代航空保安システム整備計画	平成 14 年 3 月 26 日
スリランカ民主社会主義共和国	アッパーコトマレ水力発電計画	平成 14 年 3 月 27 日
インドネシア共和国	リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）	平成 14 年 3 月 28 日
ベトナム社会主義共和国	サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）	平成 14 年 3 月 28 日
中華人民共和国	遼寧省鞍山市総合環境整備計画	平成 14 年 3 月 29 日
中華人民共和国	山西省西龍池揚水発電所建設計画	平成 14 年 3 月 29 日
カザフスタン共和国	アスタナ上下水道整備計画	平成 14 年 3 月 29 日